

功労賞および特別功労賞選考に関する規約

平成 24 年 12 月 8 日 理事会承認

(目的)

第 1 条 本学会の運営および学術活動に顕著な功績があり、超音波検査学の普及・発展に多大な貢献をした会員に対して、その功労を讃えることを目的に、一般社団法人日本超音波検査学会功労賞（以下、功労賞）、および一般社団法人日本超音波検査学会特別功労賞（以下、特別功労賞）を制定し授与する。

(受賞資格)

第 2 条 功労賞は、本学会の正会員として継続して 25 年以上在籍し、10 年以上の代議員（平成 22 年度以前の評議員および理事を含む）の経歴を持つ会員を受賞資格者とする。特別功労賞は、理事長または副理事長経験者ならびに理事 20 年以上の経歴を持ち本学会の運営に顕著な功績があった会員を受賞資格者とする。

(受賞候補者の推薦)

第 3 条 功労賞は現任代議員 5 名以上の連名、特別功労賞は現任理事 3 名以上の連名で、選考の資料となる推薦理由書を添えて毎年 11 月までに理事長に提出する。いずれも自薦は認めない。

(選考委員)

第 4 条 功労賞および特別功労賞の選考のため選考委員会を組織する。選考委員会は、三役 1 名を含む 8 名の委員をもって構成する。なお、選考委員が被選考者となった場合には、その年度に限り選考委員から除外するものとする。

(受賞候補者の選定)

第 5 条 理事長は、推薦理由書を添えて審議を顕彰委員会に委託する。顕彰委員会は、選考委員会を招集し推薦理由書に基づき検討審議を行い、功労賞および特別功労賞の受賞候補者を理事長に答申する。

(受賞者の決定)

第 6 条 理事長は、顕彰委員会からの答申を理事会に諮り、当年度の功労賞および特別功労賞受賞者を決定する。

第 7 条 理事会決議により受賞者が決定した際、顕彰委員会から受賞者へ速やかに通知する。

(表彰)

第8条 授賞式は次年度の日本超音波検査学会学術集会にて執り行い、表彰者は理事長とする。特別功労賞授賞者には賞状および10万円相当の記念品、功労賞受賞者には賞状および5万円相当の記念品を贈呈する。

(費用)

第9条 本賞に係る費用は、顕彰委員会予算に計上するものとする。

(規約の改定)

第10条 この規約の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(附則)

この規約は平成24年12月8日より施行する。